

文 総 第 29 号
令和元年 7 月 9 日

各宗教法人代表役員 様

富山県経営管理部文書総務課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて
(通知)

令和元年 6 月 14 日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の
適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）に
よって、別紙のとおり宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の一部が改正され、
令和元年 9 月 14 日から施行されることとなりました。

については、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の
上、適切に処理していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 今回の法改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等である
ことを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項そ
の他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的として、成年被後
見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度
について、心身の故障の状況を個別的及び実質的に審査し、制度ごとに必要
な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備す
るものです。
- 2 これに伴い、宗教法人法第 22 条に規定される宗教法人の役員の欠格事由の
うち、第 2 項の規定が「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障によ
りその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行
うことができない者」に改められました（別紙参照）。
- 3 よって、令和元年 9 月 14 日からは、今回の法改正の趣旨に従い、心身の故
障がある者について、宗教法人の責任役員等としての適格性、すなわち職務
を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで

きるか否かを、各宗教法人が個別的及び実質的に判断することとなります。
なお、宗教法人の責任役員等の職務としては、例えば、予算編成、決算承認、
財産処分、借入及び保証、事業管理運営、規則変更、合併及び解散並びに残
余財産処分等についての議決参加などが考えられます。

- 4 各宗教法人におかれましては、宗教法人規則において、責任役員等の成年
被後見人に係る欠格条項を設けている場合には、当該箇所を「心身の故障に
よりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者」に改めていただきますようお願い申し上げます。た
だし、当該改正は期限を設けるものではなく、別の内容改正がある際に併せ
て行ってもよいこととします。

(連絡先)

法規係

T E L 076-444-3150 (直通)

F A X 076-444-3475